

講座参加費及び一時保育料免除申請に必要な証明書類一覧

申請には申請理由を証明する書類の**原本またはコピー**を添付してください。  
 証明書類は当該事業参加時の状況を証明するものとします。

申請理由	申請理由の証明書類	発行・問い合わせ先
1 生活保護法の適用を受けている方	次のいずれか ・保護証明書(1年以内) ・保護決定通知書(1年以内)	各区区役所・保護課
2 世帯構成員の全てが市民税非課税の方  次の(1)(2)の両方の提出が必要。	(1)市民税非課税証明書 【世帯構成員全員分】 ※世帯構成員のうち、18歳未満の者については市民税非課税証明書の提出は不要。	区役所・支所 市税証明発行コーナー 市税事務所
	(2)住民票(3ヵ月以内) ただし、市民税非課税・免除証明書の記載で、世帯の構成員の全てが非課税とわかれば住民票は不要。	各区区役所 区民課 証明発行コーナー 行政サービスコーナー
3 国民年金保険料が免除になっている方	・国民年金保険料免除申請承認通知書 ・国民年金保険料免除理由該当通知書のいずれか	年金事務所
4 国民健康保険料(税)が減免もしくは減額となっている方	・国民健康保険料額通知書(2割・5割・7割減額) ・国民健康保険料減免承認決定通知書 ・国民健康保険料徴収猶予承認決定通知書 ※ご自身が世帯主でない方は「国民健康保険被保険者証」(世帯主名が確認できるもの)も必要	各区区役所 保険年金課
5 障害年金を受給している方	・国民年金・厚生年金保険年金証書等、障害年金の受給が確認できるもの	<問い合わせ先> ・国民年金～保険年金課区民年金係 ・厚生年金～年金事務所
6 児童扶養手当を受給している方	・児童扶養手当証書 ・児童扶養手当受給証明書	・各区・保健福祉センター 児童家庭課 児童家庭サービス係 ・健康福祉ステーション児童家庭係1
7 ひとり親家庭等医療費助成を受けている方	・ひとり親 福祉医療証	各区区役所 保険年金課 長寿・福祉医療係
8 母子家庭支援施設その他の女性の保護を目的とする施設の入所者	・入所証明書	各施設
9 東日本大震災で川崎市内に避難している方	・り災証明書、被災証明書 運転免許証等により、発災日に被災地域に住所又は所在地を有しており、被災者であることが確認できる場合	地元自治体で発行のもの
10 精神障害者保険福祉手帳をお持ちの方	・精神障害者保険福祉手帳	・各区役所保健福祉センター

(注) 証明書類発行機関の事務処理等の都合により証明書類の写しを添付することができない場合は、申請書に証明書類発行申請書等の写しの添付をもって代えることができます。